

極 秘

4

第6次日韓全面会談の一般請求権
小委員会第4回会合

36.1.22
北東アジア課

1. 一般請求権小委員会第4回会合は、1/1月
22日午前10時から同11時45分まで外
務省234号室において次のとおり双方委員
出席の下に開催された。

日本側出席者

主査代理	大蔵省理財局次長	吉岡英一
副主査	外務参事官	ト部敏男
補佐	大蔵省理財局外債課長	桜井芳雄
"	" 管財局管理課長	本間英郎
"	" 理財局外債課事務官	金子知太郎
"	" "	杉田昌久
"	外務省条約局条約課長	兼松武
"	" 法規課長	小木曾本雄
"	" " 事務官	小和田恒
"	" 条約課事務官	井口武夫
"	" アジア局北東アジア課事務官	柳谷謙介
"	" "	杉山千万樹

第4回

補佐	外務省アジア局北東アジア課事務官	渡辺幸治
"	"	久一昌三
オブザーバー	郵政省貯金局第二業務課	柄田課長
"	"	石鍋補佐
"	"	助川事務官
"	"	鈴木事務官
"	"	大野事務官

韓国側出席者

主席委員	弁護士	金潤根
委員	韓国銀行副総裁	高範俊
"	産業銀行理事	洪升熹
"	韓国銀行参事	李相徳
"	弁護士	鄭泰燮
"	駐日代表部嘱託	李揆現
"	経済企画院長秘書官	洪允燮
"	逓信部郵政局郵便貯金課長	金洛天
"	外務部政務局亜州課事務官	朴相斗
"	"	金太智

2. 議事要旨

(1) 冒頭、吉岡主査代理より、宮川主査出張のため主査代理を命ぜられたと挨拶した後、金主査より、本日は韓国側提出8項目のうち第2項の説明を行なうと前置し、第2項の5項目のうち、(2)、(3)、(4)の各項は今次会談においては討議を一応保留する。討議をするかしないかは今後の成行きをみて決定しようと思うが、或いは全然しないことになるかもしれないと述べた後、第2項(1)の通信局関係の説明に移った。

(2) 金主査より、第2項(1)(a)の説明として、郵便貯金、振替貯金、郵便為替の3項に関し、大蔵省預金部に集中された金額が、日本人、韓国人分合わせて1945年9月15日現在約14億円ある。このうち韓国人分を請求する。約14億円のうちの韓国人分の計算に当っては、当時の人口比例、口座数および過去の実績を考慮することが妥当

と思われ、この原則の下に資料、数字関係については臨時小委員会で検討することが適当と思うと述べた。

これに対し、吉岡代理より、11月12日の池田・朴会談の後上層部より会談の討議を促進するよういわれているので、自分達としても従来以上に促進のため努力し、本会談を最終会談とするようにしたいが、そのためには事実関係をくどいほどつめて行きたいと韓国側の了承を求めたところ、金主査はこれを了承した。

そこで、吉岡代理より、大蔵省預金部への預入とは如何なる意味かと問うたところ、金主査より、韓国人が日本政府に対し郵便貯金、振替貯金、郵便為替として預入したものであると答えた。これに対し、吉岡代理より、本件は郵政特別会計が所管しており、個人が預けた場合郵便局がこれをうけて郵政省に入れるので、いきなり個人と国

会計に入れずに郵政会計が預金部

予金部

との関係は発生していない。考え方として、韓国側は、韓国人個人と郵便局の関係、郵便局と郵政省の関係、郵政省と大蔵省預金部の関係のうちいずれを指すのかと問うたところ、金主査より、韓国人が直接日本政府に対し郵便貯金、振替貯金、郵便為替として請求するものであると述べた。吉岡代理より、それなら預金部預入でも朝鮮内で集められた金でもなく、韓国人個人の預金残高と了解してもよいかと尋ねたところ、金主査より、残高 / 4 億といたのは預金部における残高をいつたのであり、預金部はそれ以上の関係なく、韓国側の請求としては韓国人個人が日本政府に直接請求するものであると述べた。

- (3) 吉岡代理より、14億円の資料は何かと質したところ、金主査より、同数値は通帳の集計ではなく原簿の集計であると答えたので、吉岡代理より、原簿は南北鮮の各地方にあつたものかと質したところ、金主査より、ソウルの総合的決算表によつたと述べた。

吉岡代理より、韓国人分決定につき人口比例、口座数、過去の実績の3支柱を適当に組合せるのかと質したところ、金主査より、3点を総合して決定すると述べ、吉岡代理より、人口比例、口座数の比例とは日本人と韓国人の比例かと質したところ、金主査よりそのとおりと答えた。吉岡代理より、南北の点は如何と質したのに対し、金主査より、その点は全然考慮していないと答えた。

ここで、吉岡代理より、臨時小委員会の設置には日本側としても異議なく、残高、

人口比例等に関しては内部で検討し、日本側の一応の考え方をできるだけ早く、できれば次回にでも、述べたいと述べた。

吉岡代理より、韓国側の第5次の説明では、本件は通信局関係の債務としての過超金ということであつたが、今回は個人の債権ということで、これは従来と考え方が変わったものと了解してよいかと問うたところ、金主査はしかりと答えた上、日本側としての考え方はいつ聞けるのか、臨時小委員会はその後に開くのかと問うたので、吉岡代理より、並行して行なつてもよいと述べた。そこで金主査より、一応本委員会で臨時小委員会の議題をきめることが適當であろう、従つて人口比例、口座数、過去の実績、残高の検討を含めた事実関係の討議を行なうとしては如何、人口比例については同小委員会において不明ということであればその旨結論を出せばよからうと述べ、吉岡代理はこれを了承した。

(4) 金主査より、日本側は南北の問題にふれたが韓国側としては事実関係の話合いで南北を区別して扱うことは絶対うけ入れられないことを明らかにしておきたいと述べたので、吉岡代理より、この点は非常に難しい問題であり、日本としては条約上その他の立場が韓国側と異なり慎重に扱う必要があると述べたところ、金主査より、韓国側では日本側以上に慎重であるべき問題であり、絶対に南北の区別はできないという立場は固い、この点に関し行きづまりとなれば会談の進行は極めて困難になろう。臨時小委員会で一応南はいくら、北はいくらとして検討しその結果を本委員会、やもつと上のレベルの検討に任せるというやり方も考えうるかも知れないが、韓国側としてはこのようなやり方はうけ入れられないと述べた。これに対し、吉岡代理より、南北問題を臨時小委員会で扱う必要はないと思う。

臨時小委員会では全体として確かめておけば、今後必要を時に本委員会で検討すればよからうと述べたところ、金主査より、韓国側の考えとしては本会談のいかなる会合においても南北を区別しての討議には応じないということであると述べたので、吉岡代理より、南北問題が貴国でかたい問題であることは承知しているが、わが国でも御承知のような理由で非常に慎重を要する問題である点だけを申述べておくと述べた。

- (5) 吉岡代理より、韓国人個人の日本政府への請求ということならば、これを支払う場合は韓国人の個人に支払うこととなるのかと質したところ、金主査より、支払は韓国政府に直接行なわれることを考えており、個人の関係は韓国政府と当該個人との関係であると述べたので、吉岡代理より、自分の質問の理由は、個人への支払ということになると証拠関係が国内の建前上極めて厳密にならなければならないということであり、この点御承知願いたいと述べた。
-

(6) 金主査より、(b)項の国債および貯蓄債券等については、要綱第5項の有価証券の項で説明すると述べ、続いて(c)項に移り、1945年9月15日現在の韓国人簡易生命保険料並びに郵便年金を請求するとし、当該数字として、韓国人、日本人分含めて3億2200万円余であると述べた。

これに対して、吉岡代理より、従来の説明では大蔵省預金部に預入されたものの返還ということであつたのに対し、今回は個人のものということであり、韓国側の考え方が変つたと解してよいかと質したところ、金主査はそのとおりと答え、吉岡代理より、9月15日という時点をとられたのはその時点までの掛金の累積額ということであるかと問うたところ、金主査はそのとおりと答え、さらに、吉岡代理より、3億円の基礎となる資料は如何と質したところ、金主査より、保険年金関係の帳簿によつたもの

であると答えた。

吉岡代理より、郵便貯金等は日本内地と朝鮮と一体であつたが、保険、年金は日本内地とは別に朝鮮にあつた朝鮮簡易生命保険、郵便年金特別会計に属し、加入韓国人の債権はこの特別会計に対するもので、法律的には両者の実体が異なるが、韓国側の意見如何と質したところ、韓国側高委員より、生命保険、年金に関しても、預金部関係法により実質上大蔵省預金部に直結されていた以上、個人的に考えれば郵便貯金の場合と差異はないと思うと述べたので、吉岡代理より、郵便貯金の場合は郵便局は日本政府の業務の支店みたいなものであつたが、簡易生命保険および年金は朝鮮特別会計であつたという意味であると述べた。

これに対し金主査より、日本側の趣旨はわかつたので研究して意見を述べようと答えた。

また金主査より、本件の法律問題は本委員会で行なうとして、数字関係については臨時小委員会で行ないたい旨述べ、日本側もこれを了承した。

(7) 次いで、(d)項の海外為替貯金および債券の討議に移り、金主査より、同項の債券に關しては要綱第5項で討議したいとし、海外為替貯金とは終戦前日本政府の管轄した地域（韓国を除く）内に居住した韓国人の郵便貯金、振替貯金、郵便為替、生命保険、年金等を要求するものであり、その金額は約7,000万円であると述べた。これに対し、吉岡代理より、当該数値の基礎資料を問うたところ、金主査より、第5次会談でも説明したとおり、終戦後帰還した者に対し2次にわたり申告せしめたものであると述べたので、ト部副主査より、通帳等はあるのかと問うたところ、李副主査より、申告の際確認して受付けたものであると述べた。ト部副主査より、事実問題については臨時小委員会にやつてもらうことにしてはと述べたところ、韓国側もこれを了承した。

(8) 次いで、(e)項の太平洋米軍陸軍総司令部

布告第3号によつて凍結された韓国受取金に関する説明に移り、金主査より、韓国を除いた日本政府管轄地域内における郵便貯金、振替貯金、郵便為替で1945年9月16日以降に韓国政府において立替支払つたもの、および、終戦前から日本政府より受けていた恩給を9月16日以降立替支払つたもの、但し、この支払は韓国人および日本人双方になされたものであると述べた。これを補足して、李副主査より、9月15日までは決算表が出ている。9月16日以後は布告により海外取引が禁止されたわけだが、実際は末端の郵便局では9月16日以降も恩給の支払通知のあつた者には支払を行つていた、しかし日本内地よりの送金はなかつたわけである。なおこのような支払を受けず通帳をもつていた者は(d)項に該当するわけであると述べた。

吉岡代理より、(e)項は前項までと違って

郵便局の債権ということかと問うたところ、
金主査より、当時米軍政府が立替支払った
ものを請求するのであると述べ、更に、吉
岡代理より、本項金額を質したところ、金
主査より4551万6884円80銭と述
べ、また吉岡代理より(e)項の2つの部分に
つき別別の数値があるのかと問うたところ、
金主査は然りと答えた。

(9) 吉岡代理より、9月15日の日付は韓国側の資料の関係であるかと問うたところ、金主査より、日本との関係がそれまで継続されていた日付であると述べたので、桜井委員より、布告3号は7日付として発せられていると指摘したところ、李副主査より、布告3号が15日に施行されたと述べ、金主査は、郵便局関係では日本政府との貸借関係が9月15日までは継続されていたと説明した。

(10) ここで、臨時小委員会の構成、会議日時につき協議が行なわれ、結局本日午後名簿の交換を行ない、明後24日(金)顔合せを行なうこととなつた。

(11) 討議のスピードアップに関し、韓国側は、次回は第3項を説明したいが、これを来週月曜または火曜とし、来週後半さらに会議を行なうことにしたいと述べたところ、吉岡代理より、日本側としては宮川主査が28

日（火）に帰朝するので、本委員会の重要性にかんがみ、次回は同主査に出席してもらうことが適当である。また、委員会の週2回開催に関しては、實際上極めて困難であろうので、むしろ日数の増加より会議の内容を能率的にすることで協力したいと述べた。これに対し金主査は日本側の立場を了承し、従来の原則に戻り、週ノ回事情によつては週2回とし、この点宮川主査とも協議していきたいと述べたので、吉岡代理も日本側としても十分研究しようと言った。

- (12) 次回会合は30日（木）午後2時とし、第3項の討議を行なうこととなり、（その後、韓国側の都合により、30日には第4項を討議することに変更された）日本側としても第2項につき一応の考え方を述べられれば述べることとなつた。

3. 新聞発表

双方協議の結果、「本日の会合においては

第2項につき韓国側の説明があり、質疑応答が行なわれ、事実関係検討のため臨時小委員会を作ることとなつた」とすることとなつた。